

通所リハビリテーション 重要事項説明書

(介護予防通所リハビリテーション)

当事業所は介護保険の指定を受けています。(事業所番号：1611910769)

1 事業所の概要

法人名	医療法人 真生会	
代表者名	理事長 真鍋 恭弘	
法人所在地・連絡先	富山県射水市下若 89 番地 10	TEL: 0766-52-2156
事業所名	真生会富山病院（真生会通所リハビリテーションひまり）	
管理者	金吹 道忠	
事業所所在地・連絡先	富山県射水市下若 89 番地 10	TEL: 0766-89-5200 FAX: 0766-89-5201
サービス提供地域	射水市、高岡市、富山市	

2 事業所の職員体制（2026.9.1 時点）

職種	業務内容	専従	兼務
医師	診察・カンファレンス等	0 名	1 名
管理者（理学療法士）	管理・リハビリ・送迎 等	1 名	0 名
理学療法士	リハビリ・送迎 等	1 名	0 名
作業療法士	リハビリ・送迎 等	0 名	1 名
言語聴覚士	口腔・嚥下指導 等	0 名	1 名
管理栄養士	栄養管理・指導 等	0 名	1 名
介護職員 マッサージ師・初任者研修 柔道整復師（兼務）	リハビリ・リハサポート・送迎 等	2 名	1 名

3 事業所体制・サービス内容（2026.9.1 時点）

利用定員	15 名/日
サービス提供時間	14:00～15:10（1 時間以上 2 時間未満）※要支援かつ送迎不要者のみ 14:00～16:10（2 時間以上 3 時間未満）
対象者	要支援 1・2、要介護 1～3
送迎	あり 送迎地域：大門・大島・小杉 ※地域対象外の方、送迎が不要な場合は応相談
食事・入浴	なし

【主なサービス内容】

1. リハビリテーション（身体機能維持・向上）
2. 栄養管理・指導、口腔機能維持・向上指導
3. 集団体操、レクリエーション
4. 介護者の支援、介護方法の助言
5. 介護保険・福祉サービスなどの活用支援
6. その他、医師の指示による医療処置 など

4 営業時間

営業日・時間：月曜日～金曜日 13:15 ～ 17:15

休業日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

5 利用申込みからサービス提供までの流れ

通所リハビリテーションは、専門職が病気や障害、怪我により支援を必要とされる方に行うサービスです。主治医の治療方針やケアプランに沿ってリハビリテーションを行います。

1. ご相談・お申込み：利用者様・ご家族から、担当ケアマネジャー（居宅介護支援事業者・地域包括支援センター）を通じて当事業所へお申込みいただきます。
2. 連絡・調整：ケアマネジャー、当事業所間で連携し、受け入れの調整を行います。
3. ご契約・利用開始：事前の面談とご契約を経て、サービス提供を開始します。

6 理念

1. 法人理念：仏法に説かれている自利利他の精神に基づいて、安心と満足の医療をめざします。
2. ミッション：地域住民の「在宅生活の継続と自立」を支援します。
3. ビジョン：
 - ・病院から在宅まで、真生会だからこそできる安心と満足の医療・介護とともに、各分野の専門スタッフによるリハビリをお届けします。
 - ・利用者の皆様が、住み慣れた地域・お住まいで、心身ともに充実した自立生活を送り続けることができるよう支援します。
 - ・高齢化に伴う地域ニーズに対応し、介護予防や健康寿命の延伸に貢献します。

7 利用料金

介護保険給付対象サービス：当事業所が提供するサービスの利用料金は、別紙料金表の介護報酬告示上の額（所得に応じて1割～3割負担）とします。支給限度額を超える場合は、全額自己負担となります。

8 利用料のお支払い方法

1. 口座引き落とし（※毎月手数料 200 円）

毎月1日から末日までの料金を合計し、翌月25日前後に請求書を郵送いたします。引き落としは翌々月の12日（土日祝の場合は翌営業日）となります。引き落とし済みの領収証は翌月の請求書に同封いたします。その他、病院総合受付にて直接お支払いいただくことも可能です。お支払い方法につきましては、契約時にご確認させていただきます。

9 ご利用にあたってのお願い

1. 介護保険被保険者証、医療受給者証等を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は速やかにお知らせください。
2. やむを得ず利用予定を変更・中止される場合は、必ず前日まで（営業時間内）にご連絡をお願いいたします。当日キャンセルの場合は、キャンセル料として1,000円（※各種手配の実費相当額として）発生します。（ただし、利用者の容体の急変や入院、親族の葬祭等、やむを得ない場合は免除といたします。）
3. 送迎時間は、交通事情や他の利用者様の状況により若干変動することがあります。大幅に変更となる場合は事前にご連絡いたします。

4. ご自身で来院される（またはご家族が送迎される）場合は、サービス開始時間に合わせてお越しいただきますようお願いいたします。

5. 介護保険の規定により、サービス利用時間帯に併設病院を受診（リハビリ中の診察や処方等）することは原則として認められておりません。（※緊急時を除く）診察を希望される場合は、利用時間外に受診していただきますようお願いいたします。

1 0 相談窓口、苦情窓口

1. 当事業所の窓口

- ・ 電話番号：0766-89-5200 / FAX 番号：0766-89-5201
- ・ 担当者：管理者 金吹 道忠
- ・ 受付時間：月～金曜日 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始を除く）

2. 公的機関の窓口

- ・ 射水市 福祉保健部 介護保険課（射水市新開発 410 番地 1 / TEL: 0766-51-6627）
- ・ 富山県国民健康保険団体連合会 介護保険室（富山市下野豆田 995-3 / TEL: 076-431-9833）
- ・ 富山県福祉サービス適正化委員会（富山市安住町 5-21 / TEL: 076-432-3280）
- ・ 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）：
氏名（ ） 、連絡先（ ）

1 1 緊急時の対応

当事業所の利用中、利用者様の病状の急変やその他の緊急事態が生じた際は、速やかに主治医およびご家族・ケアマネジャー等に連絡し、適切な救急処置・対応を行います。

1 2 秘密保持・個人情報保護について

業務上知り得た利用者様およびご家族の個人情報については、正当な理由（ご本人・ご家族の事前の同意がある場合、または生命の危機等の緊急時）がある場合を除き、第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は、職員が退職した後も継続します。

1 3 虐待防止のための措置

当法人は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止委員会の定期的な開催、指針の整備、職員への定期的な研修の実施など、適切な体制を整備し、虐待防止に努めます。

1 4 身体拘束適正化の推進

当事業所は、原則として身体拘束及びその他の行動制限を行いません。ただし、利用者様または他者の生命・身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たし、緊急やむを得ない場合に限り、必要最小限の範囲で行うことがあります。その際は、ご家族に説明の上、理由等を記録し、早期解除に向けた評価を定期的に行います。また、適正化のための委員会及び研修を定期的を開催します。

1 5 業務継続計画（BCP）の策定

当事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう業務継続計画（BCP）を策定しています。職員への周知徹底を図るとともに、定期的な研修および訓練（シミュレーション）を実施し、計画の見直しを行います。

1 6 感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染対策委員会を設置し、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。職員の健康管理（体調確認）を徹底するとともに、設備や備品の衛生的な管理に努め、定期的に感染症対策に関する研修および訓練を実施します。

1 7 その他

1. 当事業所の職員は、直接金銭の預かり等の取り扱いはいたしません。
2. 通所リハビリテーションに関係のない書類や貴重品のお預かりはいたしかねます。
3. 職員に対する金品等の贈り物や、飲食のもてなしは固くご辞退申し上げます。
4. 以下のような行為により、安全なサービス提供や健全な信頼関係の維持が困難と判断した場合には、サービス提供の中止や契約を解除させていただくことがあります。
 - （ア）職員や他の利用者に対する暴言・暴力・威圧行為、ハラスメント、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - （イ）セクシュアルハラスメントなどの行為。
 - （ウ）許可なく職員や他の利用者の写真・動画撮影、録音等を行い、SNS 等に無断で掲載すること。

【説明確認欄】

令和 年 月 日

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の契約締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を行いました。

所在地：富山県射水市下若 89 番地 10

事業所名：真生会富山病院（真生会通所リハビリテーションひまり）

説明者名： 印

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の契約締結にあたり、上記のとおり重要事項の説明を受け、内容を理解・同意の上、その写しを受領いたしました。

【利用者】

住所：

氏名： _____ 印 _____

【代理人・代筆者・立会人】（※いずれかに○をつけてください）

住所：

氏名： _____ 印 _____

続柄・関係：()

※署名理由（代筆理由等）：[]